

福祉はぐくみ企業年金基金 導入コンサルティング&サポートのご案内

加入促進事務業務受託機関 株式会社ベター・プレイス



はぐくみ企業年金

COMPANY PROFILE

会社概要



創業	2011年10月17日
代表	代表取締役社長 森本 新士 代表取締役COO 古市 成樹
所在	本社 東京都新宿区市谷本村町1-1住友市ヶ谷ビル15F サテライト オフィス 東京都新宿区四谷三栄町9-6 四谷三栄町スクエア3F 大阪支社 大阪府大阪市北区堂島1-1-5 関電不動産梅田新道ビルB2F WORKING SWITCH ELK 福岡営業所 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17-1 博多プレステージ本館1F・2F リージャス博多駅博多口ビジネスセンター
事業	・企業年金DXシステム「はぐONE」の提供 ・「福祉はぐくみ企業年金基金」企業年金・退職金制度導入設計・サポート ・企業型確定拠出年金導入設計・サポート
資本金	285,000,000円
従業員数	149名（2025年6月末現在）
主要株主 （外部）	東京大学協創プラットフォーム開発株式会社、株式会社LITALICO、株式会社Dual Bridge Capital、PARAMOUNT BED Healthcare Fund、みずほキャピタル株式会社、アセットマネジメントOne株式会社、レオス・キャピタルワークス株式会社、15th Rock、サファイア・キャピタル株式会社、株式会社iSGSインベストメントワークス、いわぎん未来投資株式会社、株式会社kubell、株式会社ちゅうぎんキャピタルパートナーズ、大分ベンチャーキャピタル株式会社、ほくほくキャピタル株式会社、紀陽キャピタルマネジメント株式会社、株式会社四銀地域経済研究所、いよぎんキャピタル株式会社、株式会社佐銀キャピタル&コンサルティング、株式会社YMF Gキャピタル、株式会社ウイング・キャピタル・パートナーズ、四国アライアンスキャピタル株式会社、ごうぎんキャピタル株式会社、株式会社セゾン・ベンチャーズ、パーソルベンチャーパートナーズ合同会社、愛知キャピタル株式会社、株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズ、株式会社とちぎんキャピタル&コンサルティング、フリー株式会社
主要取引銀行	三井住友銀行、三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行



A full-page background image showing a family of four walking away from the camera on a wide, sandy beach. The sun is low on the horizon, creating a warm, golden glow and long shadows. The ocean waves are visible on the right side of the frame.

Management philosophy 経営理念

ビジネスを通じて
子育て世代と子どもたちが
希望を持てる社会をつくる

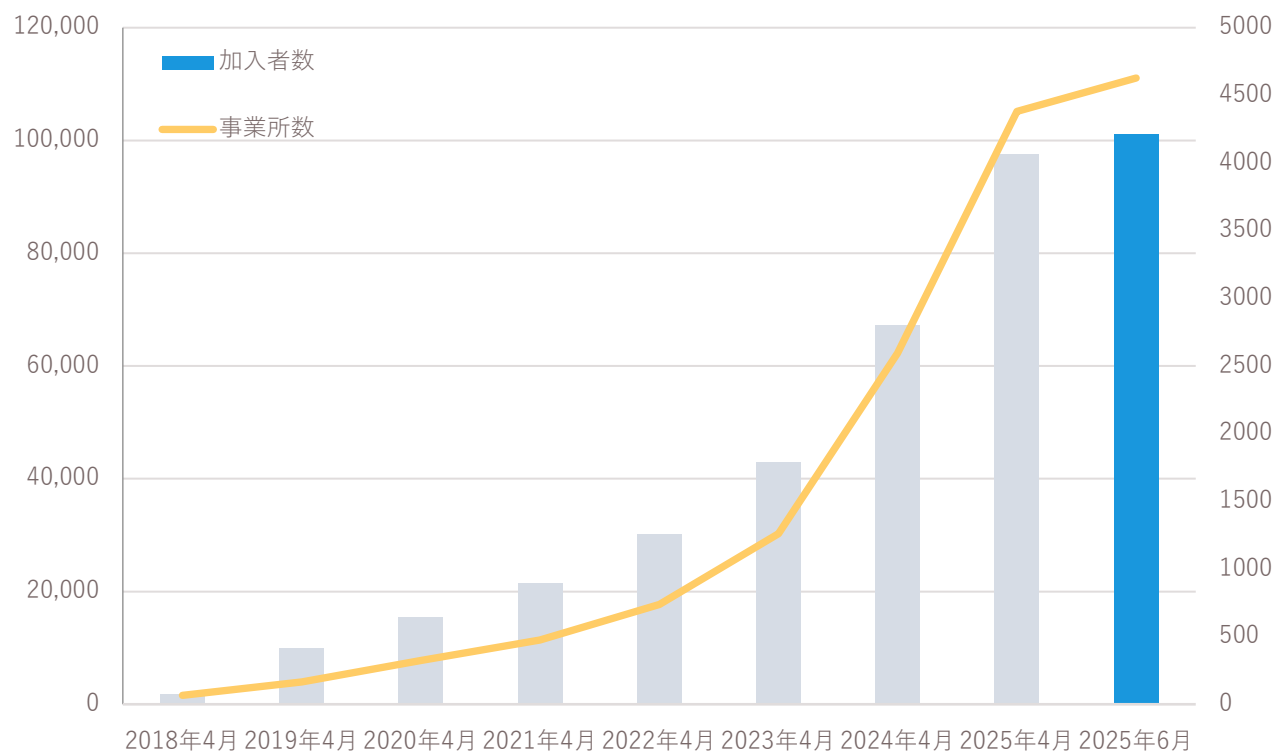
Through our business,
we create a hopeful society
for the parenting generation and children.

ベター・プレイスの導入サポート実績

4,628 事業所の導入 101,160 人の加入者

平均加入率

71.1%



平均本人掛金/月

※平均本人掛金：2024年9月末時点

23,272円

※事業所・加入者数：2025年6月末時点

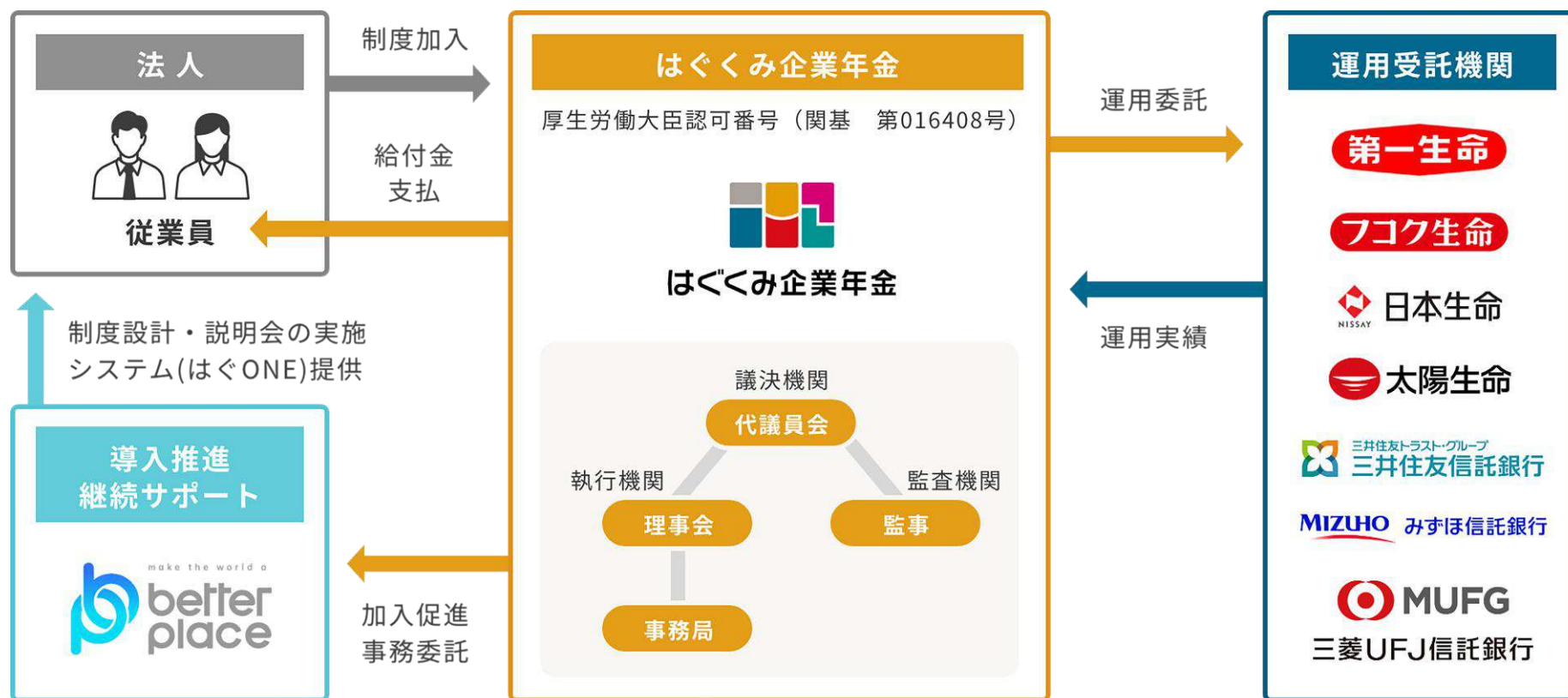
※平均加入率算出根拠

期間：直近1年（2023年10月～2024年9月）の導入法人（1,602法人/1,665事業所）

加入者数：実加入者／対象者数（被保険者数のうち加入できると判断された人数）

ベター・プレイスとは

ベター・プレイスは、福祉はぐくみ企業年金基金からの委託を受け、
同基金の導入推進・継続サポートを行います



2024年10月末時点

※はぐくみ企業年金ホームページから引用

企業年金制度の比較

	はぐくみ企業年金(DB) 優位性	確定拠出年金(企業型DC) 優位性	中小企業退職金共済制度 優位性
根拠法	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	中小企業退職金共済法
任意加入	可能 ○	可能 ○	全員加入 ×
他企業年金との併用	可能 (iDeCo+を除く) ○	可能 (iDeCo+を除く) ○	可能 ○
加入年齢	70歳未満 ○	70歳未満 ○	制限なし ○
加入制限	役員も拠出可 (厚生年金被保険者に限る) ○	役員も拠出可 (厚生年金被保険者に限る) ○	役員は拠出不可 ×
所得税 住民税	軽減可 (※1) ○	軽減可 (※2) ○	軽減不可 ×
社会保険料	軽減可 (※1) ○	軽減可 (※2) ○	軽減不可 ×
拠出金上限 (月額)	1,000円～基本給/役員報酬の20% (上限40万円) ○	1,000円～55,000円 △	5,000円～30,000円の16段階 (※3) ×
運用	基金が掛金を運用 —	個人が掛金を運用 —	機構 (※4) が資産管理・運用 —
受取	一時金又は年金／ 退職時、休職時、育児・介護休業時 ○	一時金又は年金／原則60歳以上 ×	一時金又は分割払い／退職時 △
資産保護	拠出された資産は分別管理	拠出された資産は分別管理	拠出された資産は分別管理
注意点	積立不足が生じた場合は 事業主負担 (特別掛金が発生)	事業主に加入者等への投資教育責務 (努力義務)	・事業規模 (常用従業員数及び資本金額で判断) によっては加入できない ※ ・掛金納付月数が11月以下は支給なし、23月以下は支給額が納付総額を下回る ※一般業種では、 「常用従業員数300人以下及び資本金3億円以下」である必要

※1：「選択制 (既存の給与の一部を前払い退職金に変更し、従業員ひとり一人がその前払い退職金の受取り方を選択できる制度)」による効果です。はぐくみ企業年金は選択制の採用を前提としています。
※2：「選択制」を採用した場合、軽減できることがあります。 ※3：パートタイマーなど短時間労働者の場合、特例掛金月額として2,000円から可能になります。 ※4：独立行政法人 勤労者退職金共済機構

加入者から見たはぐくみ企業年金の特徴

将来のための資産形成として
積み立てるかどうかは
従業員ごとに**任意選択**が可能



掛金は**1,000円単位**で選べる

※上限（月額）は基本給/役員報酬の20% ※1
※掛金の変更可能（従業員年2回、役員年1回）



掛金部分には
税金・社会保険料がかからない



基本は老後の年金受取だが、
60歳を待たず**退職時**に
受け取ることが可能



退職時、育児・介護休業時
にも受け取れる



元本保証※2に加え
利息分が受け取れる



※1 別途上限金額あり

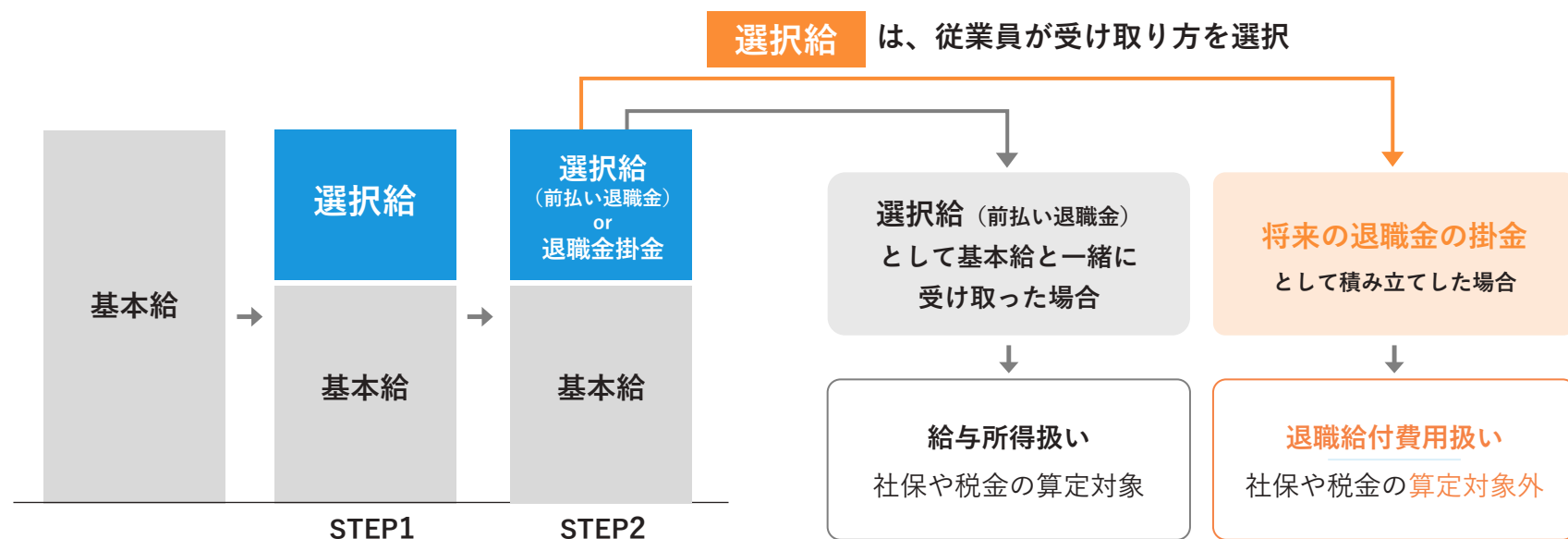
※2 運用実績により不足が生じた場合は、事業主が不足分を補てんします。



一般的な確定給付企業年金制度にはない特徴

ベター・プレイスによる仕組みづくりとメリット

給与の一部を「選択給」とすることで、
給与にかかる社会保険料・税金の負担が減少する仕組みをつくります



STEP1 給与減額して選択給(前払い退職金)を創設

STEP2 はぐくみ企業年金の導入

※従業員の場合

※掛金拠出後の基本給+選択給部分が最低賃金法に抵触しないことが必要です。

ベター・プレイスによる仕組みづくりとメリット

効果額シミュレーション - 実質的な手取りアップ効果 -

総支給額26万円（月額）、掛金2万円の場合

※令和7年保険料額表より（東京都、協会けんぽ）介護保険なし

	銀行へ預金	はぐくみ企業年金 に積み立て
総支給額（月）	¥260,000	¥260,000
はぐくみ企業年金掛金	¥0	¥20,000
税金・社会保険料	¥54,523	¥49,782
銀行へ預金	¥20,000	¥0
実質手取り額	¥185,477	¥190,218



年間**56,892**円の効果

さまざまな条件でシミュレーションが可能

はぐくみ企業年金を活用することで見込める効果(概算)をWebサイト上で簡単シミュレーションすることが出来ます。

現在の年齢
30 歳
30歳

現在の年齢
東京都 ▼

毎月の給与額
25 万円
25万円

掛金額
20,000 円
20,000円

積み立てイメージ



表示される数値は、簡易的なシミュレーションであり、実際の数値と異なる場合があります。記載の効果を完全に保証するものではありません。社会保険料が軽減された結果、将来受給する老齢厚生年金などへ影響が生じます。これらの影響については加入時のシミュレーションで詳しくご案内いたしますのでご安心ください。

メリットに関する注意点

給与を減額し、減額分をはぐくみ企業年金の掛金として拠出することで、厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額や雇用保険の基本手当日額が引き下げられるため、本人及び事業主の社会保険料負担が軽減されるとともに、これらを用いて算定される社会保険・雇用保険等の給付額が以下のとおり減少する可能性があります。

<計算例> 加入者年齢30歳（給与月額26万円）の方が毎月2万円の掛金拠出をした場合（標準報酬月額等級が1等級変動した場合）

保険名	給付金種類	1年あたり減少見込額		
		1年間積み立てた場合	10年間積み立てた場合	30年間積み立てた場合
厚生年金保険	老齢厚生年金	1,315円	13,154円	39,463円

※老齢厚生年金の額を基準に支給される障害厚生年金や遺族厚生年金においても、給付額が減少する可能性があります。

保険名	給付金種類	減少見込額
健康保険	出産手当金	447円（1日あたり）
	傷病手当金	447円（1日あたり）
雇用保険	出生後休業支援給付金	87円（1日あたり）
	育児休業給付金（育児休業開始日から180日目まで）	446円（1日あたり）
	育児休業給付金（育児休業開始日から181日目以降）	333円（1日あたり）
	介護休業給付金	446円（1日あたり）
	基本手当（失業手当）	243円（1日あたり）

※育児時短就業給付金においても、給付額が減少する可能性があります。

上記減少見込額は、2025年8月現在での根拠法令（厚生年金保険法、健康保険法、雇用保険法）に基づき、計算しております。

カスタマーサクセスの主な取り組み

カスタマーサクセスチームが、制度導入から制度運用までを一貫してスムーズにサポートします

- ・ 制度のプランニング
- ・ 規程作成
- ・ 導入スケジュール案内
- ・ ご要望のヒアリング



制度設計

説明会

従業員への制度説明はお任せください。



※ 説明会実施には回数制限がございます。

- ・加入者分析
- ・説明コンテンツ提供
- ・サポートサイトやウェビナーで安心サポート
- ・お問い合わせには、原則 1 営業日以内に返信
- ・社保軽減額の算出
- ・その他ソリューション提供

導入後
サポート

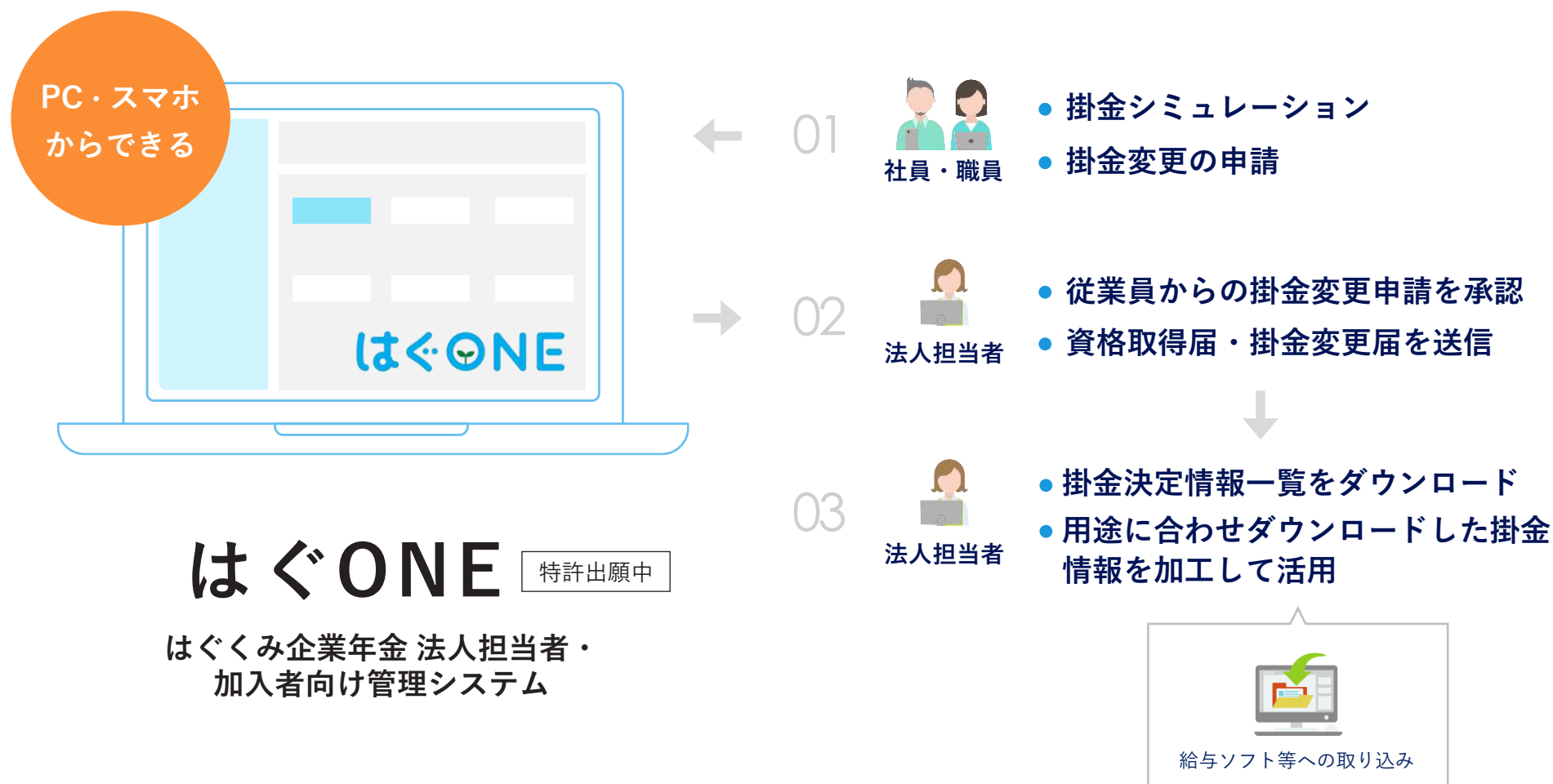
掛金申請 シミュレーション

スマホアプリから掛金を設定して
シミュレーション結果の確認および掛金申請が可能



資産形成支援システム “はぐONE”システムイメージ

資産形成支援システム“はぐONE”を活用することで、スムーズな制度運用を実現します



ご導入における注意点

導入できない場合

- ① **債務超過**である場合
- ② **公序良俗に反する企業**（反社会的勢力である企業）である場合
- ③ 次の**規則・規程がない場合**

- ◆就業規則 ◆給与規程※1
- ◆2022年4月・10月施行の育児・介護休業法に対応済の育児・介護休業規程※1・2

※1：就業規則内に給与並びに育児介護・休業に関し規定されている場合は、個別の規程は不要です

※2：法改正未対応の場合は、顧問社労士あるいは規程作成者等にご確認ください

- ④ **個人事業主（法人格のない個人事業所）**の場合

- ⑤ **以下のいずれかに該当する場合**※3

- ◆役員だけの法人※4
- ◆役員が厚生年金に加入しておらず、対象者3名未満の法人
- ◆設立1年未満の法人
- ◆厚生年金適用年月日から1年を経過していない事業所※5

※3：グループ法人として同時導入の場合は、導入可能

※4：厚生年金に加入している「使用人兼務役員」が2名以上の場合は、導入可能

※5：学校法人や導入済み法人内の新規適用事業所は除きます

- ⑥ **以下の業種に該当する場合**

- ◆風営法の規制対象である業種
（接待を伴う飲食店、パチンコ、ゲームセンターなど）



その他、株式会社ベター・プレイスによる審査の結果、ご導入いただけない場合があります
審査内容につきましてはお応えできかねますので、あらかじめご了承ください

本資料に関する留意点

- 本資料は、作成日現在有効な法令等に基づいて作成していますが、法務・会計・税務については弁護士・公認会計士・税理士などに十分にご相談のうえ、ご対応ください
- また、根拠法を所管する省庁の判断により、本資料に記載通りの効果が得られないことがあります
- 本資料に記載のサービスは、ご提案時点のものであり、今後、予告なく変更あるいは取扱いを中止する場合があります

はぐくみ企業年金ナビ



はぐくみ企業年金ナビは、
はぐくみ企業年金の導入をご検討されている企業様向けに、
はぐくみ企業年金の詳細情報やお役立ち情報をお届けする特設案内サイトです。
同サイトの運営は、はぐくみ企業年金の導入支援・サポート業務を行っている
株式会社ベター・プレイスが行っております。

免責事項及び注意事項について

[はぐくみ企業年金および本資料の目的]

はぐくみ企業年金は、確定給付企業年金制度であり、企業の従業員の福利厚生の充実および将来の資産形成の自主的な努力を支援する制度です。(株)ベター・プレイスは、はぐくみ企業年金の制度主旨に則り、制度紹介・説明を目的に本資料を作成・開示しております。

[免責事項および注意事項]

- ・(株)ベター・プレイスおよび本資料は、はぐくみ企業年金の加入企業および加入者の社会保険料等の軽減効果等を保証するものではありません。上述の効果については、選択制確定給付企業年金の性質上、副次的に発生するものであり、本資料では、その効果に関するご説明も実施しております。
- ・給与を減額し、減額分をはぐくみ企業年金の掛金として拠出することで、厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額や雇用保険の基本手当日額が引き下げられるため、本人及び事業主の社会保険料負担が軽減されるとともに、これらを用いて算定される社会保険・雇用保険等の給付額が減少する可能性があります。
仮に社会保険料の等級が1等級下がる場合、毎月の社会保険料が下がる一方、加入1年あたり年額1,315円程度、老齢厚生年金が減少します。(老齢厚生年金の額を基準に支給される障害厚生年金や遺族厚生年金においても同様です。)
また、健康保険から支給される各種手当金および、育児・介護休業給付金等も減少します。
(ただし、国民年金からの給付額には影響しません。)
- 例) 月2万円の掛金(社会保険料の等級が1等級下がることを想定)を10年続けた場合、生涯で受け取る厚生年金受給額は、合計で290,000円程度減少します。
※65歳から87歳(女性の平均寿命:令和4年簡易生命表:厚生労働省発表)までの22年間、年金を受給するケース
※上記は2024年1月時点の制度および情報をもとにした金額です
- ・以上の事項につきましては、(株)ベター・プレイスより、制度加入前に企業・従業員への説明を徹底して実施しております。



株式会社ベター・プレイス

2025年9月8日発行

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町1-1 住友市ヶ谷ビル15F